

<p>件 名</p>	<p>2 請願第 1 号 種苗法改定反対、慎重審議を求める意見書の提出を求めることに関する請願</p>
<p>請願の趣旨</p> <p>令和 2 年 1 月 20 日から開催されている通常国会で、種苗法改定法案が審議されます。種苗法とは平成 10 年に公布された植物の新品種を開発し、品種登録した者の権利を守ることを目的にした法律です。</p> <p>今回の「種苗法の一部改正する法律案の概要」には自家増殖を許諾制にする旨が明記されています。農水省によると適用されるのは登録品種であり、非登録品種は引き続き自家増殖できるとの見解ですが、平成 30 年 5 月に自家増殖「原則容認」を「原則禁止」に 180 度転換する方針をすでに示しています。</p> <p>全面的に自家増殖が禁止されれば種や苗を種苗会社からシーズンごとに買うことになります。（無断栽培など権利侵害には 10 年以下の懲役または 1000 万円以下の罰金が科せられる。）個人で品種登録することもできますが、お金や時間、複雑な書類提出などほぼ現実的とは言えません。そして今までは自家増殖をすることにより日本古来の伝統品種が守られ、一つの作物でも数多くの品種が存在してきました。気候変動や害虫・病気による特定品種の全滅などのリスクからも品種の多様性は必要です。</p> <p>そして今現実にこの問題に直面しているのは沖縄でのサトウキビ生産者や種子島で安納芋を作付けされている農家の方々などです。（山田正彦氏 OFFICIAL BLOG 2020 年 1 月 7 日より）先祖代々その土地で日本の食料を支えてきてくれた方々の危機を他人事として放置してはいけないのではないのでしょうか。</p> <p>どうかこの問題を瑞穂町議会で審議していただき種苗法改定反対、慎重審議を求める意見書の提出をお願い致します。</p>	

※原文のまま掲載しています。